

幼保特例制度 登録志願票(表面)

[illegible]

幼保特例制度 登録志願票(裏面)

幼保特別制度 登録志願票 バック・科目登録登録

1 いずれかを選択して必ずしてください。

バック(全科目8単位)を選択する ☐ → ②へ

2 バック(全科目)登録 選択する(バックの登録数に必ずしてください。(バックの科目数)記入)

バック数	全科目(単位)	単位	バック数	全科目(単位)	単位
0	60,000		4	60,000	

全無選択の場合は、選択後8単位/バック
全無選択の場合は、選択後8単位/バック

3 科目登録
下記はいずれかを選択して必ずしてください。

必修科目選択数を記入してください ☐ → ②へ

4 必修科目選択数を記入してください (選択科目数記入)

必修科目選択数	必修科目選択数	必修科目選択数	必修科目選択数	必修科目選択数	必修科目選択数
0	15,000	4	15,000	8	15,000

必修科目選択数は、選択後8単位/バック
必修科目選択数は、選択後8単位/バック

5 必修科目選択数を記入してください (選択科目数記入)

必修科目選択数	必修科目選択数	必修科目選択数	必修科目選択数	必修科目選択数	必修科目選択数
0	15,000	4	15,000	8	15,000

必修科目選択数は、選択後8単位/バック
必修科目選択数は、選択後8単位/バック

バック(全科目8単位)受請 または 科目登録とどちらかを選択して必ずしてください。

該当箇所に入力してください。

該当箇所に入力してください。

費用・単位数の合計を記入してください。

志願票に記入した氏名を記入してください。

6 費用の合計を記入してください。

登録料	30,000円	+	登録料(選択科目数) × 単位数	=	67,500円
-----	---------	---	------------------	---	---------

※(注)登録料(選択科目数) × 単位数

⑥ 振込受付証明書 (大学保管)

2026年度東京未来大学登録料

金額	¥300000	ク リ ガ 子	ミ ラ イ ハ ナ コ
手数料		登録者氏名	① 未来 花子
振込先	三井住友銀行 千代田支店	交付番号	XXXXXXXXXX
	(簿) 7084624		
受取人	トキマツクリエイティブ		
	東京未来大学		
区 分	協賛者所制度		

上記のとおり振込料として
振込金を受付しました。

銀行 支店

⑧振込受付証明書(大学保管)(ATMの場合は「利用明細書(原本)」)を貼付してください。

2029年度末まで再延長決定!

幼保特例制度に関するご案内

幼稚園教諭免許状

保育士資格

をご希望の方へ

**3年以上かつ4,320時間以上の実務経験のある方は
最短半年(8単位)で取得が可能!**

「幼保連携型認定こども園」で勤務するには、両方の教員免許状・資格が必須となります。認定こども園法の改正により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設」として、新たな「幼保連携型認定こども園」で働く「保育教諭」は、幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有が必須となります。「幼保特例制度」を活用して、ご自身の勤務経験をもとに、所有していない教員免許状・資格を取得しましょう。

2027年度 募集概要

出願期間

春学期

2027年 1月5日～2027年 4月1日(必着)

秋学期

2027年7月1日～2027年10月1日(必着)

費用

90,000円 + 教材費

(8単位分学習をする場合、登録料・科目履修料含む)

詳細はP.3~P.6

誓約書

[illegible]

受領通知ハガキ 表面

[illegible]

郵便はがき

〒120-0023

〒120-0023
東京都足立区千住曙町3-4-12

氏名 未来 花子 様

※当館へ送付される郵便物についてのご注意
〒120-0023は、日本郵便の郵便番号です。〒120-0023は、東京都足立区千住曙町3-4-12です。
〒120-0023は、〒120-0023の郵便番号です。〒120-0023は、〒120-0023の郵便番号です。
〒120-0023は、〒120-0023の郵便番号です。〒120-0023は、〒120-0023の郵便番号です。
〒120-0023は、〒120-0023の郵便番号です。〒120-0023は、〒120-0023の郵便番号です。

東京未来大学 通信教育部
〒120-0023
東京都足立区千住曙町 34-12 ☎0800-888-6071

85円切手を
貼り付けてください。

送付先の
(受け取り本人)
郵便番号・住所・氏名を
記入してください。

3つのポイント

短期集中の 学習スケジュール

1ヶ月に1～2科目ずつ
学ぶので、着実に
単位修得ができます。

**試験は
Webで!**

試験は自宅から受験。
働きながらも
学びやすい。

安心の サポート制度

担当の
アドバイザーがつくので
何でも相談できます。

学校法人 三幸学園

東京未来大学 通信教育課程

2027年度版

【問い合わせ先】 学校法人 三幸学園 東京未来大学通信教育部 〒120-0023 東京都足立区千住曙町34-12
TEL.0800-888-5071(フリーコール) E-mail : tsushin-info@tokyomirai.jp

幼稚園教諭免許状

(一種または二種)



保育士資格を持っていて、
保育士として3年かつ4,320時間
以上の実務経験がある方

3年間の実務経験とは、1日6時間・週5日以上勤務であれば3年で満たすことができます。
該当する勤務先については、P.6-A表の「実務経験の対象施設」をご覧ください。



幼稚園教諭免許状

(一種または二種)
を取得する場合

5科目8単位の修得、**自宅学習(パソコン受験)のみ!**
最短半年で単位修得が可能です!

受講
資格

【幼稚園教諭一種免許状】

基礎資格・実務資格

出願時に学士(大学卒業)の学位があり、保育士資格を有し、
保育士として3年かつ4,320時間以上の実務経験がある方

【幼稚園教諭二種免許状】

出願時に高等学校を卒業しており、保育士資格を有し、
保育士として3年かつ4,320時間以上の実務経験がある方

新特例 上記基礎資格・実務経験に加え、幼保連携型認定こども園において保育教諭として「2年かつ2,880時間以上」の実務経験のある方

取得
までの
流れ

5科目8単位の修得

[T]テキスト科目 [S]スクーリング科目 (P.3参照)

法定科目区分		本学開講科目名	単位数
領域及び保育内容の指導法に関する科目	保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	保育教育指導法	[T]2
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	幼児理解の理論と方法	[T]1
教育の基礎的理解に関する科目	幼児理解の理論及び方法	幼児理解の理論と方法	[T]1
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教職原論	[T]2
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	教育制度論	[T]2
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育課程論	[T]1

※新特例は「幼児理解の理論と方法」(1単位)が軽減されます

各都道府県
教育委員会に
申請

幼稚園
教諭免許状
(一種・二種)
取得!

スケジュール(予定)

日 程			春学期						秋学期					
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
授業方法	単位	科 目		1ターム	2ターム	3ターム	4ターム			5ターム	6ターム	7ターム	8ターム	
T	2	教育制度論		[Web受験] 中・単				全単位修得		[Web受験] 中・単				全単位修得
T	1	教育課程論			[Web受験] 中・単						[Web受験] 中・単			
T	1	幼児理解の理論と方法			[Web受験] 中・単						[Web受験] 中・単			
T	2	教職原論				[Web受験] 中・単						[Web受験] 中・単		
T	2	保育教育指導法				[Web受験] 中・単						[Web受験] 中・単		

中:中間試験 単:単位修得試験

保育士資格



幼稚園教諭免許状を持っていて、
幼稚園教諭として3年かつ4,320時間
以上の実務経験がある方

3年間の実務経験とは、1日6時間・週5日以上勤務であれば3年で満たすことができます。
該当する勤務先については、P.6-B表の「実務経験の対象施設」をご覧ください。



保育士資格
を取得する場合

4科目8単位の修得、**スクーリング科目(対面授業)は2日間!**
最短半年で単位修得が可能です!

受講
資格

【保育士資格】

基礎資格・実務資格

出願時に幼稚園教諭免許状(専修・一種・二種)を有し、
幼稚園教諭として3年かつ4,320時間以上の実務経験がある方

取得
までの
流れ

4科目8単位の修得

[T]テキスト科目 [S]スクーリング科目 (P.3参照)

試験免除科目	養成施設における科目 (告示に定める教科目)	本学開講科目名	単位数
社会福祉	社会福祉	福祉と養護	[T]2
社会的養護	社会的養護I		
子ども家庭福祉	子ども家庭福祉	子ども家庭支援論	[T]2
	子ども家庭支援論		
保育原理	子育て支援	乳児保育	[T]1 [S]1
	乳児保育I・乳児保育II		
子どもの保健	子どもの保健	保健と食と栄養	[T]2
子どもの食と栄養	子どもの食と栄養		

※1 「乳児保育」のみ、テキスト科目(自宅学習)の他に、
スクーリング(対面授業:2日間)1単位分も含みます。

受験申請
保育士試験(※2)
(全科目免除)

保育士資格
取得!

※2 特例制度による保育士試験(全科目免除)の
詳細は、全国保育士養成協議会に
ご確認ください。

スケジュール(予定)

日 程			春学期						秋学期						
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
授業方法	単位	科 目		1ターム	2ターム	3ターム	4ターム			5ターム	6ターム	7ターム	8ターム		
T	2	福祉と養護		[Web受験] 中・単						[Web受験] 中・単					
T	2	保健と食と栄養			[Web受験] 中・単			全単位修得 （全科目免除 保育士試験 ※2）			[Web受験] 中・単				
T S	2	乳児保育				[Web受験]中・単（※1） [対面]2日間							[Web受験]中・単（※1） [対面]2日間		
T	2	子ども家庭支援論					[Web受験] 中・単							[Web受験] 中・単	

中:中間試験 単:単位修得試験

出願から単位修得までの流れ

該当科目を全て受講する「バック(全科目)受講」または必要な科目のみを選んで学ぶ「科目受講」のいずれかより、受講希望科目を選んで出願します。

2027年度『幼保特例制度』

募集要項



選抜方法

書類選考の上、登録審査を実施します。学力試験等はありません。また、可否判定は日程ごとに行います。選考結果は、可否通知書類にてご確認ください。
※書類不備は、結果通知が遅れる最大の原因となります。出願前に不備が無いかよくご確認ください。
※登録不許可の理由についてのお問合せには、一切回答できかねます。

登録期間

6ヶ月

〈継続について〉
半年間の受講期間中に受講科目の単位を修得できなかった場合、所定の手続を行うことで、次学期も継続して受講することができます。継続登録をされる方は、登録期間終了前に通知される本学からの案内に従って、継続の手続を行ってください。継続の手続を期限までに行わなかった場合、自動的に登録が終了となります。なお、継続手続に関する費用は、以下「学費等について」の注釈をご確認ください。

学費等について		
登録料	30,000円	※8単位パック受講の場合、90,000円(+教材費) ※継続して登録する場合、継続登録料5,000円と、履修登録分の受講料が必要です。
受講料	7,500円／単位	
教材費	2,000～4,000円程度／科目 (科目により異なる)	

《登録辞退による学費等返還について》
一度納入した学費等は原則として返金できません。ただし、4月登録:3月31日正午まで、10月登録:9月30日正午までに登録取消に関わる書類(本学所定用紙)を提出・受理された場合、受講料のみ返還することができます。

《納入方法》
登録料は本学所定の振込依頼書またはATM、インターネットバンクを利用し、願書受付期間内に指定の銀行口座にお振込みください。

- 本学所定の振込依頼書を使用する場合
- ①金融機関収納印のある「振込受付証明書(大学保管)」を登録志願票裏面の該当箇所に貼付してください。
②「振込金領収書(志願者保管)」は、ご本人が大切に保管してください。
- ATM、インターネットバンクをご利用の場合
- ①必ず志願者本人の名義でお振込みください。
②ご依頼人名の最初に、アルファベット“T”を入力してお手続ください。
③振込先は、振込依頼書に記載されています。ATMをご利用の場合、振込時に発行された「利用明細書」の原本を登録志願票裏面の該当箇所に貼付してください。インターネットバンクをご利用の場合、振込明細の該当箇所を印刷のうえ貼付してください。
※「利用明細書」の控えが必要な場合は、コピーを保管してください。

教員免許状・資格取得の手続について

●幼稚園教諭免許状取得手続
所定の単位を修得後、個人で都道府県教育委員会に申請してください。
以下①と②およびその他に都道府県教育委員会が定める必要書類を揃えて、都道府県教育委員会に申請します。
①実務に関する証明書(実務証明書) 実務証明責任者(P.6-A表参照)において実務(勤務状態)を証明するもの。
②学力に関する証明書 単位を修得した大学等にて単位修得状況を証明するもの。

- 保育士資格取得手続
- 所定の単位を修得後、個人で全国保育士養成協議会保育士試験事務センター(以下、保育士試験事務センター)に申請してください。
以下①と②およびその他に保育士試験事務センターが定める必要書類を揃えて、保育士試験事務センターに申請します。
①実務に関する証明書(実務証明書) 実務証明責任者(P.6-B表参照)において実務(勤務状態)を証明するもの。
②幼稚園教諭免許所有者保育士試験免除科目専修証明書(特例教科目) 単位を修得した大学等にて単位修得状況を証明するもの。

出願における注意事項

1.実務証明書に関わる実務経験においては、ご出願前に必ず勤務先、または勤務地の教育委員会・保育主管部局へご確認ください。
2.本紙記載事項より追加、変更等が生じた場合には、本学ホームページにてお知らせします。
3.学習終了後の証明書発行目安
・春学期:(幼稚園)2027年9月上旬ごろ (保育士)2027年9月下旬ごろ
・秋学期:(幼稚園)2028年3月上旬ごろ (保育士)2028年3月下旬ごろ

出願から学習開始まで

① 出願書類の準備 P.4 出願書類参照

② 出願書類の提出 簡易書留で本学に送付または、通信教育部窓口を持参してください。(窓口受付時間:平日9:00～17:00)

選 考 書類選考を行います。

③ 登 録 手 続
選考結果の通知 可否通知発送日に発送します。受講を許可された方には、登録許可書・受講料等の振込用紙を送付します。
受講料の振込 振込用紙をご確認の上、受講料の振込みをしてください。
[注意]一度納入した学費等は原則返金できません

④ 教 材 購 入 ・ 学 習 開 始
③により費用の振込みが確認できた方へ、各種案内資料を送付します。その後、教科書をご購入いただき、既定日より学習を開始します。
T テキスト科目 4月(春学期)出願 (第1ターム:5月上旬～)
10月(秋学期)出願 (第5ターム:11月上旬～)
S スクーリング科目 4月(春学期)出願 [本学が指定する2日間、本学にて対面授業を受講。]
10月(秋学期)出願 [詳細は本学ホームページを予めご確認ください。]
※「乳児保育」受講希望者対象

その他、注意事項

以下の注意事項をご確認の上、願書の提出をしてください。

受講について
・幼保特例制度の学習は、受講資格に該当しない方が受講しても、教員免許状・資格は得られません。
また、学習の受講は実務経験取得見込みで始めることができますが、教員免許状・資格の申請は、実務経験取得後となりますのでご注意ください。
また、実務経験対象施設については、下記を確認のうえ、ご出願ください。

A表 保育士 実務経験の対象施設
(1)幼稚園において、専ら幼児の保育に従事する職員 (2)幼保連携型認定こども園において園児の教育及び保育に従事する職員 (3)次の施設の保育士 (a)児童福祉法第39条第1項に規定する保育所 (b)児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち同法第39条第1項に規定する業務を目的とするものであって就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項又は第3項の認定を受けたもの及び同条第11項の規定による公示がされたもの (c)児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第27条に規定する小規模保育事業A型及び小規模保育事業B型に限る。)を行う施設 (d)児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を行う施設(利用定員が6人以上であるものに限る。) (e)国、都道府県又は市町村が設置する児童福祉法第59条第1項に規定する業務を目的とする施設のうち同法第6条の3第10項若しくは第12項又は第39条第1項に規定する業務を目的とするもの(専ら一時的に預かり又は宿泊させ必要な保護を行うものを除く) (f)児童福祉法施行規則第49条の2第3号に規定する施設(いわゆる「幼稚園併設型認可外保育施設」)(専ら一時的に預かり又は宿泊させ必要な保護を行うものを除く) (g)認可外保育施設のうち、「認可外保育施設指導監督基準」を満たしていることにつき都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長から証明書の交付を受けている施設(専ら一時的に預かり又は宿泊させ必要な保護を行うものを除く) なお、既存の認定こども園については、構成するそれぞれの施設((1)幼稚園、(a)保育所、(b)認可外保育施設)として、実務の証明を受けることになります。 ※実務経験は複数施設における合算でも可能です。 ※個々の施設が対象であるかどうかについては、各都道府県において、対象施設一覧を作成することとしていますので、そちらで確認してください。
B表 幼稚園教諭 実務経験の対象施設
(1)幼稚園(特別支援学校幼稚部含む) (2)認定こども園 (3)保育所 (4)小規模保育事業(法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第27条に規定する小規模保育事業A型及び小規模保育事業B型に限る。))を実施する施設 (5)事業所内保育事業(法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業(利用定員が6人以上の施設))を実施する施設 (6)公立の認可外保育施設 (7)へき地保育所 (8)幼稚園併設型認可外保育施設 (9)認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付された認可外保育施設 ただし、(9)は次の施設を除くこと。 ・当該施設を利用する児童の半数以上が一時預かり(入所児童の保護者と日単位又は時間単位で不定期に契約し、保育サービスを提供するもの)による施設 ・当該施設を利用する児童の半数以上が22時から翌日7時までの全部又は一部の利用による施設 ・利用定員が5人以下の施設 ※実務経験は複数施設における合算でも可能です。 ※個々の施設が対象であるかどうかについては、各都道府県において、対象施設一覧を作成することとしていますので、そちらで確認してください。